

MARUYAMA, Yasushi, IIDA, Tetsunari, NISHIKIDO, Makoto , 2007 “The rise of community wind power in Japan: enhanced acceptance through social innovation “, *Energy Policy*, 35-05, 2761-2769 .

欧州からみた日系南米人の状況

名古屋大学国際協力推進本部特任講師
山口 博史

筆者は、修士論文執筆の前後に西ヨーロッパのベルギーやフランスで現地調査にあたっていた時期がある。そのころ欧州でのインフォーマントとのラポール形成にあたって、自分が三重県鈴鹿市生まれであることは話のよいきっかけになった。多くの欧州人たちにとって、鈴鹿(Suzuka)の名前はモータースポーツでの日本製エンジンの活躍とともに記憶されていたのである。しかし欧州では、モータースポーツについての華やかな報道に押され、その鈴鹿に欧州諸国と日本の社会的な共通課題があることほとんど顧みられなかった。外国にルーツを持つ居住者たちに対する対応の問題がそれなのであるが。

外国にルーツを持つ人々を各国内でどのように統合していくかについて、欧州での議論はかなりの蓄積をみてきている。フランス、ドイツという大陸欧州の二大国でも労働力の不足を移民の受け入れによって解決してきており、現在、移民政策整備が喫緊の課題となっている。またこの二国は、移民の統合についてなにかと比較されることの多い二国でもある（たとえば R. Brubaker の著作 (Brubaker, 1992) において）。

フランスは人口減少とそれにとまなう労働力不足の解消のため、19世紀からかなりの数の移民を受け入れてきた、「古い」移民国である。フランスでは市民権取得に関して出生地主義を早くから導入し、フランスで生まれた子供は基本的にフランス人として扱ってきた。またフランスは共和主義を国是とし（いわゆる「共和国の原理」）、個人の出自を理由に政府は分け隔てをしないという原則を掲げている。

対してドイツは、2000年に市民権の取得にあたって出生地主義が部分的に採用されたが、伝統的には血統主義をとる国であった。また、特に西ドイツは戦後の経済成長にともなって欧州内から、また東ドイツ、その他中東欧各地に居住していたドイツ系住民の子孫（いわゆるユーバージードラーとアウスジードラー）のドイツ国内への移住を受け入れた。その後さらなる労働力の不足に直面して外国人労働者（特にトルコからの移民）の受け入れを行ってきた。

日本は、かつてのドイツと同様に、市民権取得に関し原則として血統主義をとっている。日系南米人（特に1990年以降来住が増加している日系ブラジル人）は、祖先の共通性に着目して特別な在留資格（定住者）を付与され、日本各地で事実上の移民労働力となっている。以下、こうした外国にルーツを持つ人々（フランスでは北アフリカ諸国出身者とその家族、ドイツではトルコ出身者とその家族、日本では日系ブラジル人とその家族）について、第二世代以降の若者の学校教育と労働市場へのアクセスという二つの側面から各国の特徴を浮き彫りにしてみたい。

I. Tucciによれば、25歳未満の若年者の失業率はフランスで19%、ドイツで11%に達している (Tucci, 2010: 15)。その中でも外国出身者とその家族の困難は、数多くの報告が指摘するところである (フランスでは古くから出生地主義を採用しており、市民権の観点から見れば、フランスで生まれれば外国出身者の子どももフランスの市民権を得られるにもかかわらず)。学校教育の観点からは、こうした困難について、フランス生まれの親の家庭に育った人々と北アフリカ諸国生まれの親の家庭に育った人々の間に、学士以上の学位を得る割合に差があることが指摘される (27.7% - 18.0%)。ドイツではその傾向はさらに顕著で、ドイツ生まれの親の家庭に育った人々の学士の取得率が 15.8%であるのに対し、トルコ生まれの親の家庭で育った人々の学士取得率は 3.7%にとどまっている。

Tucci はさらに、量的データをもとにして 15 歳の段階 (日本でいえば中学校卒業) で教育課程を離れるか否かを被説明変数とし、性別、年齢、外国出身者の家庭であるかどうか、父親の職業的カテゴリーを説明変数としてロジスティック回帰分析を行なっている。その分析結果によれば、上記すべての変数を投入したモデルで、外国生まれの親の家庭で育った子どもは、そうでない家庭の子供に比べて、フランスでは 1.4 倍、ドイツでは 8.6 倍 (ともに統計的に有意な差である)、15 歳までで教育課程を終える傾向があることが示されている (Tucci, 2010: 21)。

労働市場に関しては、失業を経験したかどうかを被説明変数とし、性別、年齢、家庭状況、外国出身者の家庭であるかどうか、学校卒業免状の有無、父親の職業的カテゴリーを説明変数としてロジスティック回帰分析が行なわれている。分析結果によれば、すべての変数を投入したモデルでは、フランスの外国出身者の家庭で育った子供は、そうでない家庭の子供に比べて 1.8 倍の見込みで失業を経験するのに対し、ドイツでは同様の状況下で 1.4 倍の見込みである。また、このドイツでのデータから得られた結果は 5%水準では統計的に有意ではなく、それよりも卒業免状の有無が失業経験の有無についての重要な規定因になっている (Tucci, 2010: 25)。Tucci は、この結果をまとめて、両国において移民の社会的統合にそれぞれ問題があることを確認したうえで、ドイツでは学校教育からの排除がより大きな特徴であり、フランスでは労働市場からの排除がより大きな特徴であることを述べている。

ここで日本の日系ブラジル人の若者の状況を見てみよう。本格的に日系ブラジル人の来住がはじまったのは 1990 年からであり、日系ブラジル人の第二世代の多くはまだ学齢期にあることをまず確認しておきたい。日系ブラジル人たちの学校教育での状況については、2008 年 6 月 28 日付の中日新聞によれば、三重県内の公立中学校を卒業した外国籍の生徒 (日系ブラジル人が多くを占める) のうち、高等学校に進学したのは約 78%であったという。同時期の県内生徒全体の高校進学率は約 98.1%であり、全体的傾向との比較では外国籍生徒の高校進学率はかなり低いことがわかる。労働市場においては、2005 年国勢調査の時点では、日本人若年層 (25 歳未満) の労働力人口に占める完全失業者の割合が約 11.5%に達しているのに対し、同年代のブラジル人では約 7.6%と日本人より低くなっている。ただし、2008 年以降の経済危機にともない、派遣、請負契約非更新 (いわゆる非正規雇用労働者に対する派遣切り) によって失業に追い込まれる人々が続出していることには注意しておきたい。

このように、欧州二国との比較でみると、日系ブラジル人の若者がおかれた状況の特徴

が明らかになる。その特徴のひとつは、日本の日系南米人受け入れは歴史が浅く、第二世代になお就学年齢にある者が多いことである。第二の特徴は学校教育における大きな困難である。またもう一つの特徴は、2005年国勢調査でのブラジル人の失業率の相対的な低さである。2008年9月以前は製造業事業所で派遣労働者として働くことを志向する場合、比較的容易に仕事を見つけられたことがこの背景にあるだろう。ただし、2008年以降、この状況は変化している。急激な経済状況の悪化によって非正規雇用者の労働市場の状況が悪くなり、以前より仕事を見つけるのが難しくなったのである。

ドイツやフランスと比較したとき、日本の状況には以上のような特徴がみられる。移住してきた人々の世代経過状況が異なるため、欧州と日本を同列に論じることは難しいのだが、他の移民国と比較したとき、日本の移民第二世代以降の学校教育や労働市場へのアクセスにある壁の内容をいっそう深く解明すること、そこにいかなる政策的対応が可能かの検討が、今後さらに必要になってくるだろう。

参考文献・資料

中日新聞, 2008年6月28日付.

Brubaker, Rogers, 1992, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Harvard University Press.

Tucci, Ingrid, 2010, "Les Descendants de Migrants Maghrébins en France et Turcs en Allemagne: Deux Types de Mise à Distance Sociale?", *Revue Française de Sociologie*, 51-1:3-38.

国際的な視座からみた社会政策 ——障害者差別禁止法の「後発性」に焦点を当てて——

名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程・日本学術振興会
後藤 悠里

0. はじめに

日本の障害者施策の中で現在注目を集めているものの一つに、障害者差別禁止法がある。2010年4月21日には自立支援法訴訟和解成立の謝罪の際に、鳩山由紀夫前首相が「最終的には障害者差別禁止法をつくりたい」と述べている（朝日新聞 2010.04.22 朝刊）。

障害者差別禁止法の嚆矢は、1990年に制定された「障害をもつアメリカ人法」である。東アジアに目を向けてみれば、香港が1995年に「障害者差別禁止条例」、韓国が2007年に「障害者差別禁止および権利救済等に関する法律」を制定している。

国際的視座から東アジアの障害者差別禁止法（香港は「条例」であるが、一括して取り上げる場合には「障害者差別禁止法」とする）を眺めたときに、東アジアの障害者差別禁止法の「後発性（backwardness）」を看過することはできないことに気づかされる。「後発性」という言葉は、もともとは後発国の工業化について説明をする上でガーシェンクロンによって用いられたものである（Gerschenkron 1962=2005）が、現在は東アジアの福祉国家研究についても用いられている（金 2008 など）。本稿は、香港・韓国の障害者差別禁止